

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当町の大半の区域が犬上川の洪水浸水想定区域となっており、上流で大雨が降り、本町の流下区間で堤防が決壊した場合、大災害発生の危険がある。

(土砂災害)

当町は14箇所の土砂災害警戒区域が指定されており町南東部の土砂災害の危険の高い地区には町内飲食店の約33%相当の事業所が立地している。

(地震)

甲良町耐震改修促進計画において、今後30年以内の発生確率が最も高いと想定される地震は海溝型地震の東南海地震で60%~70%となっており、建物被害(半壊棟数)は33棟と予想されている。また滋賀県地震被害想定(概要版)によると最も大きい影響を及ぼすのは内陸型地震の鈴鹿西縁層帯地震であり、南部からの断層破壊があったと仮定すると、建物被害(全半壊棟数)は1,287棟、人的被害は死者数70人、重傷者数60人、負傷者数453人と予想されている。

(その他)

当町の地質の基盤は正楽寺山、池寺山であり、最も古い基盤岩石からできている山地となっている。南部の九条野山を中心とする丘陵地は、粗大な砂礫によって構成され、全体に風化された粘土分が目立つ。犬上川扇状地の基底部にはこのような洪積世堆積物が存在し、扇状地の基盤をなしている。地下6~8mまでは犬上川によってもたらされた扇状地堆積物による砂利層、8~25mまでは段丘層の砂利層、25m以上は古琵琶湖層群の粘土層である。こういった地質のため、当町において呉竹では液状化現象が起こることが明らかにされている。なお、犬上川左岸地域には北落工業団地など、町内製造業の半数以上が集中して立地している。

年間降雪量は104cmと多い。特に厳冬期は内陸部にありながらも北西の風が強く、風速は毎秒3~4メートルと、南東の風の2~3倍に達する。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 263人
- ・小規模事業者数 250人

【内 訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	98	97	町内に広く分散している
製造業	50	43	犬上川左岸に多い
卸売業	10	10	平地帯(扇状地)に多い
小売業	40	38	平地帯(扇状地)に多い
飲食・宿泊	8	7	町内に広く分散している
サービス業	51	49	平地帯(扇状地)に多い
その他	6	6	平地帯(扇状地)に多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

地域防災計画の策定 総合防災訓練の実施 防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知並びに各セミナーの周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの実施
- ・甲良町が実施する総合防災訓練への参加及び協力
- ・滋賀県共済協同組合と連携した風水害対応火災共済の普及推進
- ・防災備品(緊急持ち出し袋、非常電源装置)の設置

2. 課題

現状、緊急時の取組について地域防災計画において総合的にマニュアル化されてはいるが、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業者協力による地域インフラの応急復旧等については広域での協定締結にとどまり、町独自の対応まで整備されていない。また事業所に対する防災知識、事前対策の普及についても十分とはいえない。

また、感染症対策において、地域小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険、共済の必要性を周知するなどが必要である。

3. 目標

- ・町内小規模事業者に事前対策がなぜ必要か、自然災害リスクや感染症等リスク等を認識させ、事前対策の重要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における情報共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また感染症対策において国内感染者発生期、国内感染拡大期、組織内感染者発生期には速やかに段階的な拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～ 令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町と役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

平成21年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」について、実効性を高めるために本事業計画に則った当町独自の協定も検討するなど、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、風水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、事業者向け損害保険、事業者BCPの概要について周知を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものも含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
2. 商工会自身の事業継続計画の作成
- ・当会は、平成 29 年に危機管理マニュアルを作成(別添)。以後現況に併せて随時改定中。最終改定日は令和 6 年 6 月
3. 関係団体等との連携
- ・甲良町商工会内組織の建設事業部と当町とが独自の協力体制を構築できるよう検討を進め、発災時の迅速な応急救援活動実施の為に人材と重資機材を確保。定期的に訓練を実施。
 - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(共済、生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
4. フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
 - ・(仮称) 甲良町事業継続力強化支援協議会(構成員：当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。この観点から、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。(商工会災害システム、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、甲良町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨においては職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど、災害の状況に応じた応急対策の方針決定を行う。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

-被害規模の目安は以下を想定-

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内 10%程度の事業所で、「屋根材、外壁が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	---

被害がある	・町内 1%程度の事業所で、「屋根材、外壁が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

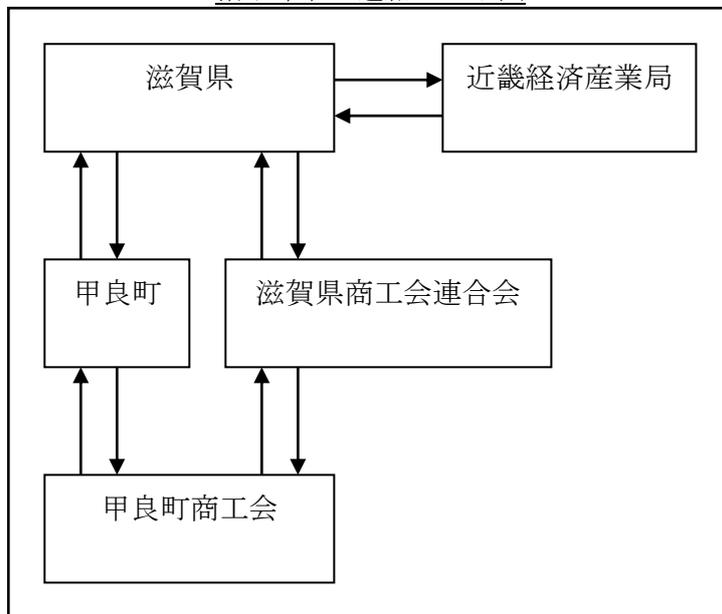
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	1週に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「甲良町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より滋賀県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。

指示命令・連絡ルート図



4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、甲良町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

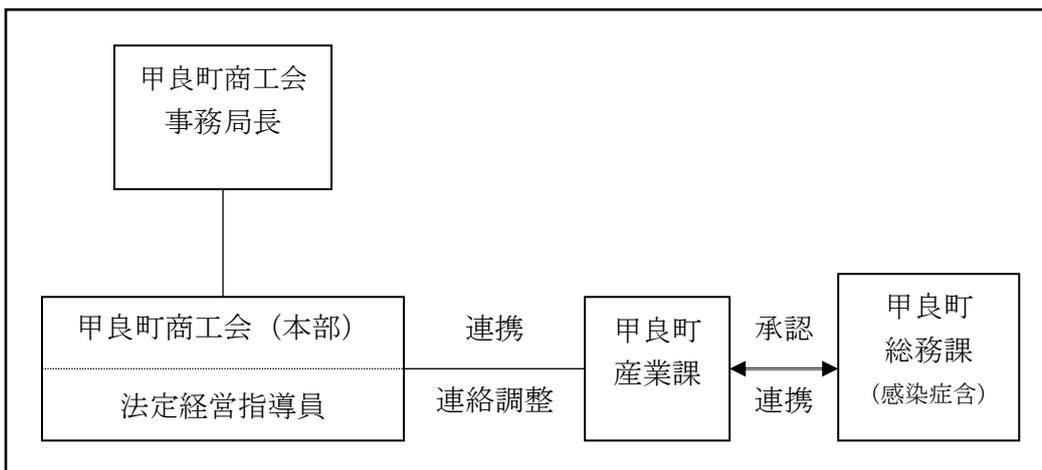
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中川 悟史 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

甲良町商工会

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 351 番地 4

TEL : 0749-38-3530 / FAX : 0749-38-3977

E-mail:kousho@mx.biwa.ne.jp

②地方公共団体

甲良町役場 産業課

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1

Tel : 0749-38-5069 / FAX : 0749-38-5072

E-mail:sangyo@town.koura.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	405	405	405	355	355
専門家派遣費	100	100	100	50	50
会議費	5	5	5	5	5
セミナー開催費	0	200	0	200	0
普及用印刷物作製費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	200	0	200	0	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

甲良町商工会会費収入、甲良町補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

